八代市農業再生協議会臨時職員任用等に関する規程

令和2年2月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、本協議会において会計年度ごとに任用する臨時職員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(臨時職員を任用することができる場合)

- 第2条 会長は、次に掲げる場合において、臨時職員を任用することができる。
 - (1) 協議会の事務局に関する業務を行わせる場合
 - (2) 通年(年度内に6月を超える期間)にわたる業務が発生する場合
 - (3) 災害その他重大な事故などの事案が発生した場合
 - (4) 季節的又は緊急に事務処理が集中する場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める場合

(任用職種の決定)

第3条 会長は、雇用する臨時職員の業務内容、雇用期間、必要となる技能などを考慮し、「八代市会計 年度任用職員の給与等に関する条例施行規則」から、適用する職種を決定する。

(任用)

第4条 臨時職員の任用は、「八代市会計年度任用職員の任用に関する規則」第3条の規定を準用する。

(任期)

第5条 臨時職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲で、会長が 定める。

(任用手続)

- 第6条 事務局長は、任用を開始する日の1週間前までに次に掲げる書類により会長の決裁を受けなければならない。
 - (1) 任用伺(様式1号)
 - (2) 履歴書
 - (3) 資格を証明する書類(資格を必要とする職種への任用の場合に限る。)
 - (4) その他会長が必要と認める書類
- 2 会長は、臨時職員を任用しようとするときは、臨時職員として任用しようとする者から承諾書を徴するものとする。
- 3 会長は、臨時職員の任用を決定したときは、臨時職員として任用する者に任用通知書を交付するものとする。

(選考の方法等)

- 第7条 会長は、臨時職員の選考に当たっては、公共職業安定所への求人の申し込み、その他できる限り 広く募集を行うものとする。
- 2 選考の方法は、面接及び書類による経歴評定とする。ただし、任用を行う職に必要な能力を実証する ために、筆記試験又は実技試験を行うことが必要であると事務局長が判断した場合は、この限りではない。
- 3 会長は、臨時職員の選考に当たっては、任用を行う職に必要となる能力の実証を判断する目的に必要 な範囲内で応募者の個人情報(以下「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲げる個人情報 を収集してはならない。
 - (1) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出身地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - (2) 思想及び信条
 - (3) 労働組合への加入状況
- 4 会長は、前条第1項に掲げる書類のうち任用をしないこととした者から提出があったものについては、 速やかに破棄し、又は本人に返却するものとする。

(任期の更新)

- 第8条 会長は、臨時職員の任期が会計年度期間に満たない場合には、当該臨時職員の勤務実績を考慮したうえで、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 2 第6条の規定は、1項の規定により任期の更新を行う場合について準用する。

(雇用条件・勤務条件)

第9条 給与、手当、休暇など雇用条件・勤務条件に関しては、「八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例」、「八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則」及び「八代市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定に準ずるものとする。

(退職)

第10条 職員が任用期間の中途において退職しようとするときは、退職しようとする日の1週間前まで に退職願を提出し、会長の承認を得なければならない。

(業務災害等の補償)

第11条 臨時職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

(社会保険等)

第12条 臨時職員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金 保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところに よる。

(個人情報の適正な管理)

- 第13条 会長は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の 者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならない。
- 2 個人情報の保管又は利用は、収集目的の範囲に限るものとする。ただし、八代市個人情報保護条例第 8条第1項ただし書きに該当する場合は、この限りではない。

(副業及び兼業)

- 第14条 臨時職員は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。
- 2 臨時職員は、前項の業務に従事するに当たっては、事前に、会長に兼業勤務状況届により届出を行わなければならない。
- 3 第1項の業務に従事することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、これを禁止 し、又は制限することができる。
 - (1) 長時間労働により、当該職員の健康を害する可能性がある場合
 - (2) 服務に関する法の規定に抵触する場合

(その他)

第15条 この訓令に規定するもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(前訓令の廃止)

2 この訓令の施行の日前に定められていた八代市農業再生協議会臨時職員任用等取扱規程については、 令和2年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

3 第6条及び第7条の規定による臨時職員の任用に関し必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。